

公的職業訓練に係る新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A
(令和2年3月6日時点)

厚生労働省人材開発統括官付

人材開発政策担当参事官室

※令和2年2月29日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について(その3)」
をお知らせしたところですが、都道府県ご担当者様等よりいただいた質問を以下の通りQ &
Aとして整理しましたので、ご活用ください。

**【1 訓練受講生等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応 関
連】**

Q1 感染者がいない公共職業能力開発施設等が公衆衛生対策として休校等
の判断をした場合、省令で定められている普通課程の普通職業訓練や専
門課程の高度職業訓練の訓練時間の訓練基準を下回ってしまうこととな
り得るが、その場合、準則訓練との整合性について如何。

A

感染者がいない公共職業能力開発施設等が公衆衛生対策として休校等の判
断をした場合、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)(以
下「省令」という。)第10条などの規定で定める総訓練時間が確保をするこ
とが出来なくなり、省令で定める訓練課程の標準訓練時間数を踏まえて計画
した訓練時間数を下回った場合であっても、総訓練時間が下回ったことのみ
をもって、準則訓練(公共職業訓練及び認定職業訓練)に該当しなくなるこ
とはなりません。

なお、上記は、当初計画した訓練課程を変更(普通課程から短期課程への
変更等)することなく、準則訓練として取扱うこととして差し支えありませ
ん。

Q2 感染者がいない公共職業能力開発施設等が公衆衛生対策として休校等
の判断をした場合における修了証書の記載内容如何。

A

修了証書に記載する「総訓練時間」については、実際の総訓練時間として、
当該休校期間中における計画した「訓練時間」を総訓練時間から減じて、記

載することが本来です。しかしながら、今般の事例においては、例えば「技能検定」など、訓練修了生の修了後の援護措置に鑑み、当初の訓練実施計画で計画した「実訓練時間数」を記載の上、修了証書を交付しても差し支えないものとしします。

Q3 新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等に通学、通園するものに限る）の養育が必要になったことを理由に訓練を欠席した場合の修了要件の取扱い如何。

A

令和2年2月29日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」2（1）②に該当するものとして、「職業訓練の運用について」（平成24年3月30日能発0330第18号）別添「職業訓練運用要領」に定める修了要件における疾病その他やむを得ない事由として取扱います。

なお、訓練欠席に係る事由については、必ずしも客観的な資料を提出させる必要はありませんが、公共職業能力開発施設等において適切に確認をお願いします。

Q4 2年制訓練の1年次訓練生（進級生）が、令和2年度に修了するための訓練時間（2800時間）を確保するため、3月2日からの休校により受講できなかった訓練時間（約60時間）について、2年次に補講が必要となるが、補講時間の確保に困難が予想される。

令和元年度の修了生については、休校となった訓練時間を除外して、実施済みの訓練時間の80%以上に相当する時間を受講している場合は、補講を実施せずとも、当該訓練を修了したものとして取り扱うことができるとされている。

1年次訓練生（進級生）が、令和2年度に修了するための修了要件についても、同様に、休校となった訓練時間を除外して、実施した訓練時間の80%以上に相当する時間を受講している場合は、修了要件を満たしているものとして取り扱っていただきたい。

A

訓練基準に基づき訓練科ごとに定めた訓練時間を全て受講することが原則であり、1年次訓練生（進級生）が令和元年度に受講できなかった訓練時間については、2年次において、補講を実施するようにしてください。

Q 5 感染者がいない公共職業能力開発施設等が公衆衛生対策として休校等の判断をした場合の判断として、学卒者を対象とする普通課程の普通職業訓練は休校とし、離職者を対象とする短期課程の普通職業訓練については継続実施、というように、訓練の目的や課程、訓練科の内容に応じて、施設としての休校の判断が異なることもあり得るが、見解如何。

A

貴見のとおりです。

【2（1）施設内の職業訓練 関連】

Q 6 令和2年2月29日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」2（1）②について、感染者がいない公共職業能力開発施設が公衆衛生対策として休校等の判断をした場合も、修了の判断におけるやむを得ない事由となるか。

A

貴見のとおりです。

Q 7 令和2年2月29日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」2（1）①について、コース毎の判断によらず、特定の訓練生のみ延長することも可能か。

A

訓練受講生が感染者の濃厚接触者に特定された、或いはQ3のように「やむを得ない事情」に該当する等の場合は、可能です。

Q 8 感染者がいない公共職業能力開発施設が公衆衛生対策として、3月以降、訓練修了日までの間、休校等の判断をした場合であって、令和2年2月29日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」2（1）の②にもあるとおり、「補講を実施しない」場合における修了要件を判断する総訓練時間数の考え方如何。

A

例：「〇〇科」（普通課程の普通職業訓練・総訓練時間1,405時間、訓練期間：平成31年4月7日～令和2年3月18日）について、令和2年3月4日から3月18日まで休校する場合（3月4日～18日の訓練時間数：70時間）

総訓練時間数は、 $1,405 - 70 = 1,335$ 時間となり、省令第 10 条で規定する訓練時間数の「1,400 時間」を満たさなくなります。Q 1 のとおり準則訓練（「普通課程の普通職業訓練」）として取扱うこととします。

また、以上の場合における修了要件の判断基準の「総訓練時間数」は、「 $1,335$ 時間 $\times 80\% = 1,068$ 時間」となります。

【2（2）委託による離職者訓練 関連】

※特段断りがない限り障害者委託訓練を含みます。

Q 9 新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等に通学、通園するものに限る）の養育が必要になったことを理由に訓練を欠席した場合の委託費の取扱い如何。

A

委託訓練（離職者）の委託費については、委託要領第 1 章第 10（6）「委託費支払いの算定基準において例外となる欠席について」のとおり、委託費支払いの出席要件 80% 以上の算定に当たって、算定対象としない取扱い（訓練時間から除く）とします。

委託訓練（障害者）の委託費についても、例外として、障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施要領 8（4）二の取扱いと同様の取扱い（委託料の減額に係る総訓練時間数の 8 割以上の算定に当たって、算定対象としない取扱い（訓練時間から除く））とします。

Q 10 感染者がいない公共職業能力開発施設等が公衆衛生対策として休校等の判断をした場合の委託費の取扱い如何。

A

Q 9 の回答に同じ。

Q 11 令和 2 年 2 月 29 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について（その 3）」2（2）①なお書きの具体的な手続如何。

A

国と都道府県等による契約上、単年度契約にて実施している訓練について、訓練期間を延長することによって年度を跨ぐ場合に、当該訓練を複数年度契約として契約変更を行うことは困難なことから、年度を跨ぐ部分については、

令和2年度の単年度契約として別途契約して下さい。

この場合、次年度の委託訓練における当初契約額は既に内示を行っていることから、次年度の年度中に行う変更契約にて対応させていただきます。

なお、訓練期間が2年間の訓練（長期高度人材育成コース）については、単年度契約・複数年度契約に関わらず訓練期間を延長することができないのでご留意下さい。

Q12 委託訓練（離職者）において、感染防止等の観点から訓練を休講することにより1月あたりの訓練設定時間が100時間を下回った場合、委託訓練実施要領第1章第9（1）に定める、委託費の上限単価を訓練設定時間の割合で按分する必要があるか。

A

按分は不要です。

Q13 委託訓練（離職者）において、感染者は出ていないが公衆衛生対策のため、自主的に休校とした場合は、当該休校日を委託訓練実施要領別添1-2第2の2（1）に定める「教育訓練機関が定める休日」と考えてよろしいか。

A

休日とみなすことはできません。

Q14 委託訓練（離職者）における委託費の支払いは、算定基礎月が年度内に終了している部分についてのみ、当該年度末をもって委託費を委託先機関から請求させる必要があるとされているが、感染防止等のために3月の訓練の一部を休校とし、訓練期間を延長して休校部分の訓練を翌年度に実施した場合は、委託費の算定の際に3月分の訓練受講時間として算定することはできないのか。

A

算定基礎月に休校期間を含む場合の委託費の精算は休校期間の訓練を実施した年度にて行って差し支えありません。

ご照会のような休校分の訓練の実施が年度を跨いだ場合であっても、休校期間を含む算定基礎月の委託費の算定の際に訓練受講時間として加えることができます。

（例：算定基礎月が2月15日から3月14日である場合に、3月10日から

3月31日まで訓練を休校し、当該休校期間の訓練を次年度に延長して行った場合は、本来は当該算定基礎月に係る委託費は令和元年度分として精算するところ、令和2年度にて精算することができます。その際に、令和2年度に実施した休校期間分の訓練時間は、当該算定基礎月における訓練受講時間として算定して差し支えありません。）

なお、訓練を延長した期間については、新たに算定基礎月が増えるものではなく、休校期間の訓練時間を充当するための期間と考えます。

Q15 委託訓練において、訓練終了日を繰り上げた場合の委託費の取扱如何。

A

委託訓練（離職者）については、委託訓練実施要領第1章第10（2）に規定する「訓練生が中途退校した場合又は委託契約を解除した場合等あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に修了した場合」とし、同章第10（4）に定める額により支払うこととなります。

委託訓練（障害者）については、障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施要領8（4）に定める額により支払うこととなります。

Q16 委託訓練（障害者）において、訓練を休講することにより1月あたりの訓練設定時間が実施要領で定める下限時間を下回った場合に委託費の支給は可能か。

A

訓練期間の弾力化の考え方を踏まえ、休校にした訓練を後日実施することで、総訓練時間の下限（1月当たりの下限時間に訓練月数を乗じたもの）を越えている場合については、委託費の支給が可能です。

※障害者の多様なニーズに対応した委託訓練Q & A問25参照

Q17 委託訓練（障害者）において、感染防止等のために訓練の一部を休校とし、訓練期間を延長して休校部分の訓練を翌年度に実施した場合の委託費の算定方法如何。

A

訓練期間を延長することにより年度を跨ぐ部分の委託料については、「委託料総額×年度を跨ぐ部分の訓練日数／総訓練日数」により算出してください。

なお、契約については、令和2年度単年度契約で対応することとしますが、Q11の回答のとおり、次年度の委託訓練における当初契約額は既に内示を行

っていることから、次年度中に行う変更契約にて対応させていただきます。

※障害者の多様なニーズに対応した委託訓練Q & A問 29 参照

【2（3）求職者支援訓練 関連】

Q18 求職者支援訓練において、休校とした場合の奨励金の取扱如何。

A

感染者や濃厚接触者が発生したこと等により休校する場合、訓練を行わなかった日は訓練実施日数として算定しないこととするが、訓練実施日の振替を行った場合は、訓練実施日数として算定することとします。

なお、振替に伴う訓練期間の延長の有無にかかわらず、総訓練時間が増えるものでないことから奨励金の支給額は変更になりません。

Q19 求職者支援訓練における欠席に係る奨励金の取扱如何。

A

感染者、濃厚接触者、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている者（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）、風邪の症状、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者（高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患等のある方は、当該状態が2日程度続く者）が訓練を受講できない場合は、業務取扱要領 05022（2）①「インフルエンザ等に感染した場合等」に該当することとし、基本奨励金の支給申請に当たり、当該者が訓練を欠席した日については、訓練が行われなかった日として取り扱うことができるものとします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等に通学、通園するものに限る）の養育が必要になったことを理由に訓練を欠席した場合については、業務取扱要領 05022（2）訓練実施日から除外する日の特例とすることとし、基本奨励金の支給申請に当たり、当該日については、訓練が行われなかった日として取り扱うことができるものとします。

Q20 求職者支援訓練における奨励金の支給申請について、上記事情で欠席した際、証明（確認）書類は必要になるのか。

A

感染者については要領様式 A-39、濃厚接触者や風邪の症状等がある者等感染した疑いがある者については別添様式 1、子の世話をする必要がある者については別添様式 2 の提出を求めるとします。

(別添様式 1 及び 2 は、職業訓練受講給付金の支給申請時の様式に準じたもの)

なお、感染者及び感染した疑いがある者については、05022(2)①「インフルエンザ等に感染した場合等」に該当することとすることから、通常であれば医療機関又は調剤薬局の領収証の提出も必要となるが、医療機関の受診ができないことも考えられるため、必ずしも提出を求めないこととします。

Q21 求職者支援訓練において、欠席した際の修了要件の取り扱い如何。

A

上記 Q19 の理由により訓練を欠席した場合、令和 2 年 2 月 29 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について(その 3)」2(4)②の取扱いに準じて、欠席開始時点の属する当該月末までに訓練が修了する予定の訓練課の訓練受講生については、欠席開始時点において実施済みの訓練日数の 80%以上に相当する日数について、訓練を受講している場合に限り、当該訓練を修了したものとして取り扱うことができるものとします(総訓練日数から欠席日数を除外することが出来ます)。

【3 その他】

Q22 認定職業訓練施設における認定職業訓練についても、感染者は出ていないが公衆衛生対策のため、自主的に休校とした場合に、訓練時間や修了証書の取扱いなど、訓練基準との整合性や適合性の考え方について、公共職業訓練と同様に取扱っても差し支えないか。

A

貴見のとおりです。

Q23 デュアルシステム訓練において、新型コロナウイルス感染症の影響で企業から企業実習の受入れを断られた場合の対応如何。

A

日本版デュアルシステム(短期課程活用型)実施準則第 3 の 3 (9)の考え方に基づき、企業実習の実施が困難となった場合の取扱いのとおり、訓練

受講生に対して施設内訓練を継続して実施するなどにより対応するとともに、企業実習の受入先事業主等を開拓する等、訓練効果を阻害しないように配慮いただければと思います。

(以上)

新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがあることにより訓練を欠席したことの申告書

欠席理由	(記載例) ① ○月○日 37.5℃、○月△日 37.8℃、○月×日 37.9℃、○月◎日 37.5℃と発熱が4日続いており、自宅療養しているため、訓練を欠席した。 ② 同居している私の母が新型コロナウイルスに感染し、私は濃厚接触者であるために訓練を欠席した。 等
上記感染症に感染した疑いがあることにより訓練を欠席した期間	自 令和 年 月 日 日間 至 令和 年 月 日
以下は、該当がある場合	
診察日	令和 年 月 日
診察を受けた者	
病院名	
病院所在地 (電話番号)	
診察内容等	

上記の記載事実に虚偽がないことを申告します。

〇〇公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

受講者氏名 ※署名又は記名押印	Ⓜ (歳)	受講者番号	
住 所 (電話番号)	(電話番号) — —		
訓練科名 (訓練コース番号)			

※ 申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって職業訓練受講給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後職業訓練受講給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

(別添様式2)

新型コロナウイルスの影響により特定求職者の子が通う小学校等(*)が休校・休園となり、子の世話をする必要のあることにより訓練を欠席したことの申告書

特定求職者の子の氏名 (年齢)	
上記子が通園・通学する小学校等名	
小学校等の所在地 (電話番号)	
欠席理由	(記載例) 私の子の通園・通学する小学校等が、新型コロナウイルスの影響により、休校・休園となったことにより、子の世話をする必要のあるため、訓練を欠席しました。
上記小学校等の休校・休園期間	自 令和 年 月 日 日間 至 令和 年 月 日
上記休校・休園により訓練を欠席した期間	自 令和 年 月 日 日間 至 令和 年 月 日

*小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

上記の記載事実に虚偽がないことを申告します。

〇〇公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

受講者氏名 ※署名又は記名押印	Ⓜ (歳)	受講者番号	
住所 (電話番号)	(電話番号) - -		
訓練科名 (訓練コース番号)			

※ 申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって職業訓練受講給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後職業訓練受講給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

(2020.03)

認定職業訓練における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A

(令和2年3月10日時点)

厚生労働省人材開発統括官付
企業内人材開発支援室

【1 修了要件について】

Q1-1 新型コロナウイルスの感染若しくは感染予防により訓練を中止又は中断したため、修了要件を満たさなくなった場合の対応如何。

A1-1 訓練休止等への対応については、令和2年2月29日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について(その3)」の2「公共職業訓練の取扱いについて」に準じて対応を行っていただきたい。

【2 算定基準について】

Q2-1 補助対象基準額の出席率の算定について、以下の2つの方法が考えられるが、②によるべきではないか。

新型コロナウイルスの感染若しくは感染予防により訓練を中止又は中断した場合について

- ① 訓練を実施できなかった日数等を出席したものとみなし出席率を算出し、出席率80%以上とする。(令和2年3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について(認定職業訓練助成事業費補助金関係)」)
- ② 訓練開始時点から訓練を中止又は中断した時点までの期間を基準として、その期間内で出席率80%以上とする。

A2-1 訓練を実施できなかった理由が訓練施設の責任によるものでないことを踏まえ、訓練施設の負担軽減を図るため、上記②よりも出席率80%を上回る対象人数が多くなる上記①を国の基準として示したが、都道府県の判断によるため②で対応していただいても差し支えない。

Q 2 - 2 令和2年3月4日付開発 0304 第2号「新型コロナウイルス感染症への対応について（認定職業訓練助成事業費補助金関係）」において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訓練を中止又は中断した場合であっても、訓練実施に既に要した経費については補助の対象とすることとあるが、必ず補助の対象としなければならないか。

A 2 - 2 補助の対象とすることができるという算定基準の特例であり、実際に補助の対象とするかどうかについては都道府県において判断いただいて差し支えない。

Q 2 - 3 新型コロナウイルスの感染若しくは感染予防により予定していた訓練を中止した場合、既に負担してしまった費用については補助対象となるか。
(例 教材費、リース代、講師謝金等)

A 2 - 3 現在、補助金全般を所管する会計担当部署に照会し確認中であるため、確認が取れ次第、連絡する。